

平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業

募 集 要 項

令和元年10月

平塚市教育委員会

1 募集要項等の定義

平塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、令和2年度からの学校給食共同調理場における給食調理等業務を引き続き民間事業者へ委託する。委託業務を実施する事業者の選定に当たっては、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

この募集要項は、平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業（以下「本委託事業」という。）に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。なお、本募集要項に併せて配布する下記の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・仕様書：教育委員会が事業者へ要求する具体的な業務水準を示すもの
- ・平塚市学校給食衛生マニュアル：教育委員会の学校給食衛生管理における基本事項

2 事業の概要

本委託事業は、次の2委託事業に分けて学校給食調理等業務を委託するものとする。

(1) 平塚市立東部学校給食共同調理場調理等業務委託事業

- ア 対象施設 平塚市立東部学校給食共同調理場、受配校11校
- イ 履行場所 「平塚市立東部学校給食共同調理場調理等業務委託事業仕様書」のとおり
- ウ 業務内容 「平塚市立東部学校給食共同調理場調理等業務委託事業仕様書」のとおり
- エ 事業期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）
- オ 見積限度額 各年度162,700千円以内（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。
- カ 委託料の支払い 年11回（8月を除く）

(2) 平塚市立北部学校給食共同調理場調理等業務委託事業

- ア 対象施設 平塚市立北部学校給食共同調理場、受配校10校
- イ 履行場所 「平塚市立北部学校給食共同調理場調理等業務委託事業仕様書」のとおり
- ウ 業務内容 「平塚市立北部学校給食共同調理場調理等業務委託事業仕様書」のとおり
- エ 事業期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）
- オ 見積限度額 各年度155,690千円以内（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。
- カ 委託料の支払い 年11回（8月を除く）

3 応募事業者の条件等

(1) 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ア 平塚市契約規則（昭和39年平塚市規則第32号）第18条第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 平成30.31年度平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- ウ 平塚市長から令和元年9月1日現在、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- エ 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- オ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度イに規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- キ 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度イに規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全命令又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 事業税並びに消費税又は地方消費税のいずれも滞納している者でないこと。
- コ 文部科学省が作成した「学校給食衛生管理基準」に基づく、小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を3年以上有していること。又は、厚生労働省が作成した「大量調理施設管理マニュアル」に基づき、1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有するものであること。
- サ 製造物責任（PL）法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入していること。
- シ 5年以内に学校給食業務又は大量調理施設において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- ス 2年以内に食品衛生法の規定により、許可を取り消されたものでないこと。
- セ 委託事業者は、契約締結時点でアからスの要件を満たす代行保証人を確保すること。

(2) 応募事業者の制限

平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業者選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者は参加することができない。

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、応募書類等の提出日を基準とする。ただし、審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。（社名、所在地、代表者氏名等に変更があった場合に、速やかにその事実を証する書類を添えて届け出を行い、教育委員会が承認した場合を除く。）

4 募集等のスケジュール

募集要項等の公表	令和元年10月4日
募集要項等に関する質問の受付	令和元年10月4日から同月11日まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和元年10月15日から同月18日まで
応募書類の受付期間	令和元年10月21日から同月25日まで
1次審査（書面審査）	令和元年11月8日
1次審査結果通知の発送	令和元年11月中旬
2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和元年11月22日
2次審査結果通知の発送	令和元年12月上旬

受付等は、土曜日、日曜日及び10月14日体育の日、10月22日即位礼正殿の儀の日、11月4日文化の日の振替日の各休日には行わない。

5 募集要項等の公表

(1) 公表方法

本委託事業に関する募集要項等の資料は、平塚市ウェブサイトで公開する。必要があるときはダウンロードすること。

(2) 公表書類

- ア 本募集要項
- イ 平塚市立東部学校給食共同調理場調理等業務委託事業仕様書
- ウ 平塚市立北部学校給食共同調理場調理等業務委託事業仕様書
- エ 平塚市学校給食衛生マニュアル
- オ 平塚市立小学校給食における食物アレルギーの対応マニュアル
- カ 平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業者選定委員会設置要綱
- キ 平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業者選定基準
- ク 平塚市立東部学校給食共同調理場施設平面図
- ケ 平塚市立北部学校給食共同調理場施設平面図

6 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和元年10月4日から同月11日まで

(3) 回答期間

令和元年10月15日から同月18日まで

(4) 提出先 電子メールアドレス

k-kyusho@city.hiratsuka.kanagawa.jp（学校給食課）

(5) 質問及び回答の公開

募集要項等に関する質問及び回答は平塚市のウェブサイトにて公開する。

7 応募書類等の受付

応募事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 受付（提出）期間

令和元年10月21日から同月25日までの午前9時から午後5時までの間

(2) 応募に必要な書類

- ア 審査に係る応募書類提出書（様式第3号）
- イ 受託実績・提案書（様式第4号～様式第10号）
- ウ 見積書・経費内訳書・人件費内訳書（様式第11号～様式第13号）
- エ 予定統括責任者届（様式第14号）
- オ 会社概要（正本のみ）

(3) 応募書類詳細

A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「事業名」「通し番号（正本は1/11、副本2～11/11）」を記載し、前号アを1ページとして、前号アからオまでを綴じること。

ア 提案書類・見積書の書式等

- (ア) 原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。
- (イ) 副本には提出者が特定できるような表記（所在地及び応募者名等）を行わないでください。
- (ウ) 提案については、提案書、見積書・経費内訳書・人件費内訳書、予定統括責任者届に記載すること。
- (エ) 見積書（正本）に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。

イ 会社概要（正本のみ）

- (ア) 会社の沿革及び組織のわかる書類。PR用パンフレットでも可とする。
- (イ) 製造物責任（PL）法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していることを証する書類
- (ウ) 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）写可。応募書類の提出日直前3か月以内に発行されたもの

ウ 無効となる応募書類

- (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (イ) 募集要項2に定めた見積限度額を超えているもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (オ) 履行不可能な内容が記載されているもの

(4) 提出部数

各11部（正本1部・副本10部）

(5) 提出先

平塚市浅間町 9 - 1 平塚市役所本館 7 階
平塚市教育委員会学校給食課 給食担当（担当：山口、望月）

(6) 提出方法

直接持参すること。（郵送による提出は認めない。）

8 審査・選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で選定する。
- (2) 募集要項 2 -(1)、(2)の 2 委託事業についてそれぞれ審査行い、優先交渉権者を選定する。
- (3) 平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業者選定基準（以下、「選定基準」という。）に基づき、提出された提案書等を 1 次審査（書類審査）、2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の 2 段階で審査する。
- (4) 1 次審査、2 次審査ともに、選定基準における評価項目のうち「2 学校給食に対する基本的な考え方と円滑な運営」、「3 危機管理」、および「4 衛生管理」の項目において、選定委員の採点の合計点が満点の 6 割未満の者は失格とする。
- (5) 2 次審査において、選定委員の採点の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- (6) 応募事業者が 1 者になった場合でも審査を行い、選定委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。
- (7) 審査の結果、適切な応募事業者がいなるときは、本選考を中止し、再募集する。

9 1 次審査（書類審査）

応募事業者から提出された提案書等について書類審査を実施し、選定基準に基づき採点する。各委託事業において選定委員の採点の合計点が上位となる 4 者程度を選定する。

(1) 日時

令和元年11月8日

(2) 審査結果通知の発送

令和元年11月中旬予定（全応募事業者に発送する。）

10 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

1 次審査で選定された事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、選定基準に基づき採点する。各委託事業において選定委員の採点の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者と選定する。

(1) 日時

令和元年11月22日 時間は別途通知

(2) 場所

別途通知

(3) 実施時間

25分（プレゼンテーション：15分程度，ヒアリング質疑応答：10分程度）

準備・撤収は、審査前後約10分間に行うこと。

(4) 出席者

5名までとする。ただし、統括責任者として配置予定の者（「予定統括責任者」という。）の出席は、必須とする。

(5) 準備物

プロジェクター、パソコン、スクリーン等を使用する場合は、各自準備すること。

(6) 審査結果通知の発送

令和元年12月上旬予定（2次審査に参加した全応募事業者に発送する。）

11 契約方法

(1) 委託契約は単年度ごとに当該年度の本事業予算の範囲内において行うものとする。ただし、履行状況が不良な場合には事業期間内であっても委託契約を更新しないことがある。

(2) 各年度の本事業予算に減額又は削減があった場合、発注者は本委託事業の仕様等を変更することができる。

(3) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。ただし、選定委員会が適切な事業者でないと判断した場合は、この限りでない。

12 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、応募書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、教育委員会は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 教育委員会が受理した書類については、理由の如何に関わらず返却はしない。

イ 提出された書類は、必要に応じ複写（庁内及び選定委員会での使用に限る。）することがある。

ウ 提出された書類は、平塚市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示することがある。

エ 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

(5) 提出書類の変更

教育委員会が受理した書類については、軽微な修正を除き、変更は認めない。

(6) 資料の取り扱い

教育委員会が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、教育委員会の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 資料の追加提出

教育委員会が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に応じること。

(8) 応募辞退

応募書類を提出した後に辞退するときは、必ず、参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

(9) 審査結果の公表

2次審査終了後、審査結果を本市ウェブサイトで公表する。

(10) その他

ア やむを得ず予定統括責任者届（様式第14号）に記載した予定統括責任者が変更になる場合、新たな統括責任者は、変更前の統括責任者と同等以上の経験等を有することを条件とする。

イ 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。

ウ 業務履行の開始前に委託業務に必要な準備は自らの費用負担により行うこと。

13 窓口

平塚市教育委員会学校給食課 給食担当（担当：山口、望月）

〒254-8686 平塚市浅間町9 - 1 平塚市役所本館7階

電話 0463-35-8119 F A X 0463-36-7555

電子メールアドレス：k-kyusho@city.hiratsuka.kanagawa.jp